

# 中央市税事務所複写サービス業務 仕様書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する複写サービス業務の仕様について、次のとおり定める。

## 1 複写サービス契約の趣旨

この複写サービス契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、また複写サービスに必要な消耗品（用紙及び販売消耗品は除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

## 2 設置台数及び設置場所

設置台数及び設置場所は、次のとおりとする。

### (1) 設置台数

4台

### (2) 設置場所

札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階

札幌市中央市税事務所

| 設置場所    | 機種（毎分）数 | 台数 | 年間使用予定枚数 |
|---------|---------|----|----------|
| 納 税 課   | 65枚機以上  | 1台 | 140,000枚 |
| 市 民 税 課 | 50枚機以上  | 1台 | 150,000枚 |
| 諸 税 課   | 50枚機以上  | 1台 | 80,000枚  |
| 固定資産税課  | 50枚機以上  | 1台 | 170,000枚 |
| 計       |         |    | 540,000枚 |

※年間使用予定枚数は、本業務の履行についての最低枚数を保証するものではない。

## 3 契約期間

- (1) 契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- (2) 単年度契約とし、自動更新は行わないものとする。

## 4 設置機種

- (1) 複写方式は、乾式レーザー静電転写方式であること。
- (2) 型式は、コンソールタイプ（据え置き型）であること。
- (3) 設置スペースは、幅1,880mm×900mm（本体+オプション）以内であること。
- (4) 25%から400%の拡大、縮小機能を確保していること。

- (5) 100 枚以上の手差しトレイを有し、官製はがきサイズから A3 サイズまでの給紙ができること。
- (6) 手差し給紙を除く給紙は前面給紙方式とし、4 段トレイ（A4、A3、B5、B4）を標準装備すること。また、内 1 段は 2,000 枚以上給紙できる大容量トレイとすること。
- (7) 自動両面複写機能を装備すること。
- (8) 原稿が同時に 100 枚以上セットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
- (9) 各機種の複写速度は、A4 横(短辺送り)で上記 2(2)の通りであること。
- (10) 読み取り速度は、上記 2(2)の複写速度以上の速度であること。
- (11) ウオームアップタイムは 35 秒以下であること。
- (12) ファーストコピータイムが 3.5 秒以下であること。
- (13) 20 部数以上の丁合い機能及びソート機能を有していること。
- (14) 上記の年間使用枚数で、月間の複写枚数が最高 30,000 枚の場合において、良好な複写品を安定して供給できること。
- (15) 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。
- (16) 複写機は、令和 4 年 4 月 1 日午前 8 時 45 分に正常に稼動できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。
- (17) 設置する複写機は、環境への負担の少ないグリーン購入法適合及び国際エネルギー スタープログラム基準適合製品であること。
- (18) 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。
- (19) 供給電力 100V15A 以下であること。

## 5 複写サービス料金

- (1) 複写サービス料金は、機器 1 台毎に複写品 1 枚当たりの単価を定める。ただし、複写品は片面複写であり、両面複写の場合は 2 枚とする。
- (2) 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。
- (3) 複写サービス料金は、1 カ月（月の初日から末日までをいう。以下同じ）の複写枚数に複写品 1 枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。
- (4) 複写枚数の算出にあたっては、1 カ月間の総複写枚数から、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。
- (5) 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により複写サービス料金を改定する必要が生じた場合は、料金改定日の 1 カ月前までに書面にて料金の改定を相手方に通知し、双方協議のうえ新料金を決定する。

## 6 複写機の保守及び消耗品の供給

- (1) 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (2) 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者と受託者との協議のうえこれを行うものとする。
- (3) 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回または委託者の通知に基づき、複写品質維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品（用紙及び販売消耗品を除く）で予備手持ち量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

## 7 その他

- (1) 設置等の費用は、本契約の付帯業務として受託者が負担すること。
- (2) 本仕様に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方で協議し解決するものとする。

担当

〒060-8572

札幌市中央区北2条東4丁目

サッポロファクトリー2条館4階

札幌市財政局中央市税事務所納税課

阿部

TEL : 011-211-3912、FAX : 011-211-3088